(制度名 指定住宅紛争処理機関による紛争のあっせん、調停、仲裁)

(制度所管部局名) 住宅局住宅生産課

1. 制度の概要

建設住宅性能評価書が交付された住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争処理業務を行う指定住 宅紛争処理機関が、当事者からの申請により、当該紛争のあっせん、調停及び仲裁を行うものである。

2. 指定、登録等の基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律第66条第1項

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)(抄)

(指定住宅紛争処理機関の指定等)

第66条 国土交通大臣は、弁護士会又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人であって、 次条第1項に規定する業務(以下この章において「紛争処理の業務」という。)を公正かつ適確に行うことができると認めら れるものを、その申請により、紛争処理の業務を行う者として指定することができる。 2~4 (略)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	法人の連絡先等	指定、登録の理由等
弁護士会	以下のURLに記載	上記2に掲げる基準を満たしている
(全国52団体)	http://www.chord.or.jp/seino/3_5.html	<i>た</i> め。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠	
10,000円	9, 224 円 (人件費) +1, 320 円 (物件費) =10, 544 円	
	上記を超えない額として、10,000円と設定	

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成21年3月現在)

指定住宅紛争処理機関の事務・事業については、的確に実施されており、見直すべき点はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定